

\_\_\_\_年度 堺市立 \_\_\_\_\_ 公民館 文化教室開設申込書

堺市教育委員会教育長 様

堺市立公民館文化教室登録基準第2条各号の要件をすべて満たしますので、文化教室を下記のとおり開設することについて、承認くださるようお願いいたします。

申請年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

団体名			代表者氏名		
			連絡先		
開設団体名	(変更時のみ記入してください。)			種目	
新年度代表者氏名 (現在の代表者と同じでも記入してください。)	住所				
	ふりがな氏名		連絡先		
講師	住所				
	ふりがな氏名		連絡先		
開設の趣旨					
会員数					
会費	円 (他に材料費等 円)				
開設希望期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
開設希望日時	*第1希望	毎週 / 第	・	曜日	時 分から 時 分まで
	*第2希望	毎週 / 第	・	曜日	時 分から 時 分まで
	*第3希望	毎週 / 第	・	曜日	時 分から 時 分まで
開設希望室名	*第1希望	( )			
	*第2希望	( )			
	*第3希望	( )			
添付書類	会員名簿・年間学習活動計画書・収支予算書				
特記事項					

【参考】堺市立公民館文化教室登録基準  
(登録要件)

第2条 登録を受けることができる団体は、社会教育法第20条に規定されている公民館の設置目的に寄与し、自主的・継続的な活動を行い、その能力を活用して社会参加活動などができる団体で、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) もっぱら営利を目的とした事業を行ったり、特定の営利事業に公民館若しくは団体名の名称を利用させたり、営利事業を援助しないこと。

(2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は、公私の選挙に関し、特定の候補者の支持をしないこと。

(3) 特定の宗教の支持を行い、また、特定の教派・宗派、若しくは教団を支援しないこと。

(4) 公民館の運営に協力すること。

(5) 各公民館の登録状況により、教育長が定める一定年数の活動実績があること。

(6) 構成員は、堺市内在住・在勤者を主とし、10人以上であること。また、特定の職域等の限られた範囲に属する者のみで構成されていないこと。

(7) 活動内容の公開・発表と、その社会的還元に努めること。また、入会希望者等市民からの問合せに対して、登録内容の情報提供を本市が行うことに同意すること。

(8) 入会希望者があった場合は、可能な限り受け入れること。

(9) 文化教室の講師謝礼等にかかる会費は、別に教育長が定めた額とすること。

※文化教室開設申請書類に係る個人情報、登録についての確認・連絡に使用し、その他の目的には使用いたしません。